四　次に掲げる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

イ　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に開催された競馬、競輪等の公営競技に係る収益金のうち、当該年度の基準財政需要額に〇・〇五を乗じて得た額を超える額について、次の表の上欄に掲げる当該超える額の区分された額ごとにそれぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区　　分	率
超える額が基準財政需要額の五パーセントまでの額	〇・一五
基準財政需要額の五パーセントを超え十パーセントまでの額	〇・三
基準財政需要額の十パーセントを超え二十パーセントまでの額	〇・五
基準財政需要額の二十パーセントを超え四十パーセントまでの額	〇・七
基準財政需要額の四十パーセントを超え六十パーセントまでの額	〇・八
基準財政需要額の六十パーセントを超える額	〇・九

ロ　前条第一項第二号のニに規定する額の算定方法に準じて算定した額

ハ　合併特例法第十七条又は旧法第十一条の適用を受ける市町村以外の市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）（ただし、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域として指定された地域を含む町村、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域を含む町村、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島の区域を含む町村及び沖縄県の区域にある島のうち沖縄島以外の島の区域を含む町村並びに当該市町村（人口五万人未満の市及び町村に限る。）が該当する別表の区分に属する他の市町村と比較して人口密度が著しく低いこと又は災害その他特別の事情により他の市町村との比較が著しく困難であると総務大臣が認めた市町村は零とする。）

算式

（A－B×α）×C×β

算式の符号

A　当該市町村の前年度決算における人件費（退職手当を除く。）及び物件費を合算した額（特別の事情により発生するものとして総務大臣が認める経費を除く。）を当該市町村の人口で除して得た額

B　当該市町村が該当する別表の区分に属するすべての市町村（合併特例法第十七条又は旧法第十一条の適用を受ける市町村を除く。）の前年度決算における人件費（退職手当を除く。）、物件費を合算した額を当該すべての市町村の人口で除して得た額

C　当該市町村の人口

α　市にあつては1.25、町村にあつては1.35

β　次表の左欄に掲げる財政力指数に応じ、右欄に定める係数

四　次に掲げる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

イ　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に開催された競馬、競輪等の公営競技に係る収益金のうち、当該年度の基準財政需要額に〇・〇五を乗じて得た額を超える額について、次の表の上欄に掲げる当該超える額の区分された額ごとにそれぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区　　分	率
超える額が基準財政需要額の五パーセントまでの額	〇・一五
基準財政需要額の五パーセントを超え十パーセントまでの額	〇・三
基準財政需要額の十パーセントを超え二十パーセントまでの額	〇・五
基準財政需要額の二十パーセントを超え四十パーセントまでの額	〇・七
基準財政需要額の四十パーセントを超え六十パーセントまでの額	〇・八
基準財政需要額の六十パーセントを超える額	〇・九

ロ　前条第一項第二号のニに規定する額の算定方法に準じて算定した額

ハ　合併特例法第十七条又は旧法第十一条の適用を受ける市町村以外の市町村について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）（ただし、離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域として指定された地域を含む町村、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島の区域を含む町村、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島の区域を含む町村及び沖縄県の区域にある島のうち沖縄島以外の島の区域を含む町村並びに当該市町村（人口五万人未満の市及び町村に限る。）が該当する別表の区分に属する他の市町村と比較して人口密度が著しく低いこと又は災害その他特別の事情により他の市町村との比較が著しく困難であると総務大臣が認めた市町村は零とする。）

算式

（A－B×α）×C×β

算式の符号

A　当該市町村の前年度決算における人件費（退職手当を除く。）及び物件費を合算した額（特別の事情により発生するものとして総務大臣が認める経費を除く。）を当該市町村の人口で除して得た額

B　当該市町村が該当する別表の区分に属するすべての市町村（合併特例法第十七条又は旧法第十一条の適用を受ける市町村を除く。）の前年度決算における人件費（退職手当を除く。）、物件費を合算した額を当該すべての市町村の人口で除して得た額

C　当該市町村の人口

α　市にあつては1.25、町村にあつては1.35

β　次表の左欄に掲げる財政力指数に応じ、右欄に定める係数